

従業員の奨学金の返還を応援してみませんか？

静岡市奨学金返還支援事業補助金

従業員1人あたり
最大

72万円

※中小企業・6年間補助した場合

を補助します！



※



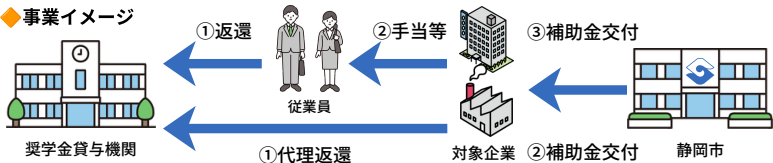
◆主要要件等

補助対象企業	①本店・本社が市内にある企業 ②本店・本社が市外にあるが、独自の採用権限を持つ市内事業所
対象となる従業員	補助対象企業に勤務する正社員で、奨学金を返還中（予定を含む）の方 ※採用日等には条件があります。詳しくは市HPへ。
対象経費	奨学金返還支援の目的で、企業が従業員に対して支出した手当・給与など
補助金額	(補助率) 中小企業：2/3 大企業：1/2 (上限額) 中小企業：従業員1人あたり12万円/年度（期間内最大72万円） 大企業：従業員1人あたり9万円/年度（期間内最大54万円） (補助期間) 従業員1人あたり最大6年間

詳細は
奨学金HPから



◆事業イメージ



◆奨学金返還支援制度導入に伴う相談について

制度導入にあたり、「就業規則や賃金規則の見直しをどのように進めればよいか分からない」「事業場内の労働環境や就労環境を整えたい」等の相談は、**静岡働き方改革推進支援センター**へお気軽にご相談ください！社労士等の専門家が、労務管理上の相談に応じています。→公式HP

◆企業登録のお願い

制度導入企業の情報は、市ホームページなどで大学生や求職者に向けてPRします！

導入後は、ここから登録をお願いします！

→QRコードから登録！



【担当・問合せ先】静岡市経済局商工部商業労政課 雇用・産業人材係

電話：054-354-2430（平日9:00～17:00）メール：shogyo@city.shizuoka.lg.jp